

「聖夜の赤レンガ倉庫」

(写真:川崎市・村山 裕延さん)

赤レンガ倉庫で行われたクリスマスマーケットです。
(令和元年12月撮影)

■場所:横浜赤レンガ倉庫(横浜市中区)
今年のクリスマスマーケット開催状況は、
横浜赤レンガ倉庫 [HP](#) をご確認ください。

投稿写真募集中! 応募はこちらから



編集/発行(毎月1日発行)
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 政策局 知事室
☎045(210)1111(代表)
☎045(210)3662 〆045(210)8834



県公式Twitter
@KanagawaPref_PR

※記事は11月17日時点の内容であり、変更になる場合があります

「手に、職。」が未来を変える。

かなテクカレッジ(県立総合職業技術校)

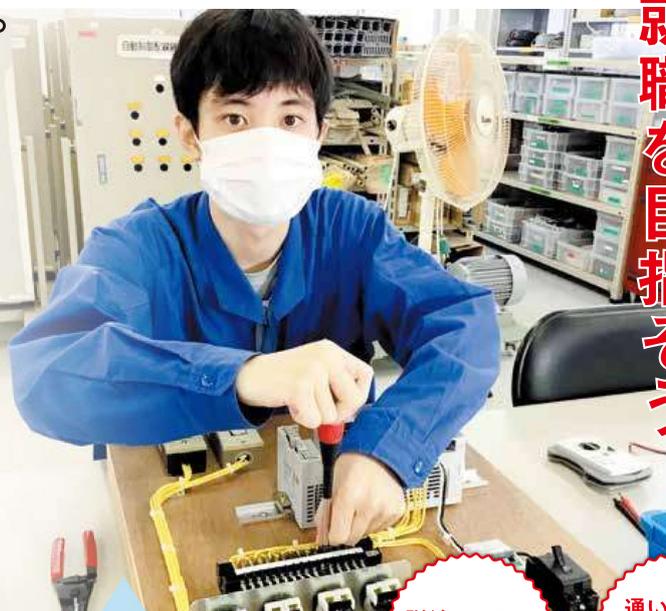
令和3年度から**コロナ離職者優先枠**※が設定されました。
新型コロナウイルスの影響で離職を余儀なくされた方、再就職を
目指す方、就職に不安のある方。「かなテクカレッジ」は職業に必
要な知識や技術・技能の習得から就職までをきめ細かくサポート
する県立の職業能力開発施設です。

※コロナ離職者優先枠

新型コロナウイルスの影響で離職された方を対象に、
「離職者向けコース」に設定しています。

令和4年4月生Ⅱ期 募集日程

- 申込期間：1月11日～2月7日
- 入校選考日：2月20日(日)



かなテクカレッジで
就職を目指そう。

訓練コースは
31コース

通いやすい
東西2校
体制

工業技術分野 東部校(横浜市)
建築技術分野 西部校(秦野市)
社会サービス分野



かなテクカレッジのホームページはこちら
オープンキャンパス(バーチャルあり)や
体験入校もご案内しています。

技術校生の声

こばやし ひろき

小林寛季さん(東部総合職業技術校 電気コース)

入校のきっかけは?

転職するにあたり、学生時代に学んでいた電気関係の
仕事に就きたいと考え、1年間でしっかりと学べ、資格取得も
可能な技術校を選びました。

これからの目標は?

授業では、電気に関する基礎的な知識・技術を学び、
第二種電気工事士の資格を取得できました。今後はさらに
専門分野の理解を深め、身に付けた

技術・技能をアピールしながら、就職先を決めていきたいです。

入校を考えている方にメッセージをお願いします。
充実した設備のもと、指導員の先生方のサポートを受けながら、
訓練を受けることができます。就職についても企業説明会や
見学会への参加など、じっくりと就職活動ができますので、
安心して入校を考えてみてください。

【上記記事に関する問合せ】 県産業人材課 ☎045(210)5715 〆045(201)6952

ともに生きる

／今月は、ヤマハ発動機株式会社 JWビジネス部の宇田亜美さんに伺いました!／

多様な個性を認め合う人の輪を社会に広げることを目指して

私たちヤマハ発動機は障がいのある方や高齢の方が行動範囲を広げ、生き生きと毎日を楽しむサポートができたという思いで、25年以上にわたり電動車椅子の事業活動を続けてきました。今回、障がいのあるアーティストが描く作品をプロダクトにし社会に提案する株式会社ヘラルボニーと、県が普及する「ともに生きる社会かながわ憲章」とコラボレーションし、車椅子に装着するアートのスポークカバーを制作しました。ヤマハ発動機×ヘラルボニーのアートのスポークカバーは、車椅子の車輪を美しく彩り、乗る人の個性を表現します。それにより、「誰もがその人らしく暮らすことのできる」社会を実現するとともに、人々が車椅子に注目する機会を創出することで、車椅子の存在をより身近なものにしたいと考えています。さまざまな環境下の方々がつながり、より多様な個性で彩られた社会づくりに貢献することを今後も目指していきます。



ヤマハ発動機株式会社 JWビジネス部の宇田亜美さん



アートのスポークカバーの特設サイトはこちら

このコラムでは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に共感していただいている方々のメッセージをご紹介します。



ともに生きる社会
かながわ憲章

ともに生きる社会 かながわ憲章

平成 28年 10月 14日 神奈川県

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年7月26日、障がい者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

かながわ憲章 検索



【上記記事に関する問合せ】 県共生推進本部室 ☎045(210)4961 〆045(210)8854